相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県刈谷市大正町一丁目七〇五番地、最後の住所愛知県刈谷市大正町一丁目七〇五番地ソシアルセイワ刈谷二〇五号

被相続人　亡　野中　賢二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

愛知県刈谷市一ツ木町八丁目一七番地七加藤大史法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　大史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市長岡町八〇〇番地四七五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　今西　義高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

三重県津市大谷町二一番八　さくら総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　謙一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市白塚町一〇八〇番地一六八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　谷　美佐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

三重県四日市市安島一丁目二番二七号ジェックSビル二階あおば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田すみ江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市嬉野矢下町二四三番地二、最後の住所三重県松阪市下村町八六九番地三

被相続人　亡　森田　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所三重県桑名市内堀五五番地

相続財産管理人　乾　由美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区細工谷一丁目一番地、最後の住所大阪府東大阪市高井田中四丁目六番一号上辻マンション二〇一号

被相続人　亡　楠　朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階はばたき綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　味香　直希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名市岱明町下前原八四七番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　柴尾　正春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所熊本県玉名市中一〇二七番地七

相続財産管理人　司法書士　前田　敬一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市上甑町江石二四番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市本名町六一七番地一五　被相続人　亡　田畑　滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

事務所　鹿児島県鹿児島市照国町一七番一四号エクセレント照国三〇一　鹿児島合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村山耕次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県石垣市字登野城一一二番地、最後の住所沖縄県石垣市字宮良一一三一番地二なごみの里　被相続人　亡　大濵　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

沖縄県石垣市字登野城一七五番地三

相続財産管理人　泉水　朝順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市泊一丁目二四番地一四、最後の住所沖縄県島尻郡与那原町字東浜二二番地の五　さんはーと東浜三〇一

被相続人　亡　嘉数　盛喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

沖縄県那覇市松尾二丁目一六番五二号

松尾公園テミスビル二階プラザ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮尾　尚子

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十七年十一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

神奈川県横浜市中区万代町三丁目五番地三

神奈川県石油業厚生年金基金

代表清算人　今関　康裕

債権申出の公告（第三回）

当社は、昭和四十六年三月二十日付で解散いたしましたが、この度残余財産処分の必要があり、平成二十七年三月三十一日千葉地方裁判所八日市場支部（平成二十七年（ヒ）第一号）より当清算人が選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

千葉県山武郡横芝光町横芝一三六八番地

共同興産株式会社

連絡先　千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階ベイサイド法律事務所

清算人　弁護士　下山　修司

債権申出の公告（第三回）

当基金は、平成二十七年十一月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十二月二十四日

東京都千代田区三番町一番五号

東京都石油業厚生年金基金

代表清算人　阿部　恒夫

第２期決算公告

平成27年12月24日　東京都新宿区下宮比町２番23号

イーピーエス株式会社

代表取締役社長　田中　尚

貸借対照表の要旨（平成27年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,777	流動負債	5,321
固定資産	2,839	賞与引当金	1,111
		受注損失引当金	21
		固定負債	1,848
		退職給付引当金	610
		役員退職慰労引当金	9
		株主資本	10,447
		資本金	100
		資本剰余金	8,001
		その他資本剰余金	8,001
		利益剰余金	2,346
		その他利益剰余金	2,346
		（うち当期純利益）	(2,348)
資産合計	17,617	負債・純資産合計	17,617